



平成 20 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 ザ ・ パ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 義 一
(コード番号 3950、東証 1，大証 1)
問 い 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長
安 原 宏 光
(TEL. 0 6 - 6 9 7 2 - 1 2 2 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 3 月 28 日開催予定の第 56 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、当社の財務および事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）のご承認をお願いする議案をお諮りするにあたり、買収防衛策の導入、変更、存続および廃止を当社株主総会において決議できる根拠となる規定を新設するものであります。（変更案第 20 条）
- (2) 第 5 号議案をお諮りするにあたり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための諸施策について株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、また経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。（変更案第 23 条）
- (3) 上記各変更にともなう条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

本定款変更は、平成 20 年 3 月 28 日開催の第 56 期定時株主総会に付議予定であります。

以上

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株 主 総 会 (新 設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第21条 (条文省略) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は選任後2年以内に 終了する最終の事業年度に関する 定時株主総会の終結の時までとす る。 2. 増員または補欠として選任された 取締役の任期は、他の在任取締役の 任期の満了する時までとする。 第23条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株 主 総 会 <u>(買収防衛策の導入等)</u></p> <p><u>第20条 当会社の株主総会においては、法 令または定款に別段の定めがある 事項をその決議により定めるほか、 買収防衛策(当社が発行する株式 の大規模な買付行為に対する情報 提供、検討、対抗措置の要件等を定 めるもの。以下同じ。)の導入、変 更、存続および廃止に関する決議を 行うことができる。</u></p> <p><u>2. 前項に定める買収防衛策を、取締 役会の決議により導入した場合は、 取締役会の決議後初めて開催され る株主総会において存続を承認す る決議を得なければならない。</u></p> <p><u>3. 当社は取締役会が必要であると 認めるときは、いつでも取締役会の 決議をもって買収防衛策を廃止す ることができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 第21条～第22条 (現行どおり) (取締役の任期) 第23条 取締役の任期は選任後1年以内に 終了する最終の事業年度に関する 定時株主総会の終結の時までとす る。 2. (現行どおり)</p> <p>第24条～第38条 (現行どおり)</p>